

平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	指導監査						継続				
コード	30	-	23	-	01	-	00	予算事業名	指導監査事務		
担当部署	福祉部	指導監査課		指導監査担当			予算事業コード	会計 10	款 03	項 01	目 01

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け 位置付けなしの場合 法令による実施義務

基本目標(章)	1章 保険・医療・福祉	根拠となる法令、条例等	社会福祉法、児童福祉法、障害者自立支援法、老人福祉法、生活保護法
方向性(節)		個別計画等の名称	なし
施策			
細施策			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険サービス事業所等を対象に、適正な運営と円滑な事業の経営を確保するために実施する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	社会福祉法人、社会福祉施設、介護保険サービス事業所等の指導監査を行う。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額				38	51	546	
事業費	A			38	51	546	546
	B	15,170	14,800	9,620	9,620	28,120	28,120
総コスト(C=A+B)		15,170	14,800	9,658	9,671	28,666	28,666
正規職員(1年間の従事人数)		2.05人	2.00人	1.30人	1.30人	3.80人	3.80人
臨時職員(1年間の従事人数)							
国県支出金	D	83	64	62	60	62	62
その他特定財源	E						
市の財政負担(=C-D-E)		15,087	14,736	9,596	9,611	28,604	28,604

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

活動	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	改善報告を求めた施設等数	件	43	25	33	57	文書により改善報告を求めた社会福祉法人、社会福祉施設の件数
活動	社会福祉法人指導監査実施件数	件	9	15	9	16	社会福祉法人に対する指導監査の実施件数
活動	社会福祉施設指導監査実施件数	件	41	40	56	43	社会福祉施設に対する指導監査の実施件数
中心指標の考え方	本事業の成果は、監査対象が現に適正に事業を行っているかどうかにより左右されるため、活動指標を中心に評価する。						
指標に基づく評価	法人については隔年の指導監査の実施、施設については新規施設の建設の有無によって件数が増減しているものの、概ね一定の数の施設に対し指導監査を実施できている。今後県から介護保険サービス事業所等の指導権限が移譲されたことにより、それら事業所に対する指導監査についても県で行っていた指導監査と同等の指導監査を行っていくこととする。						

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
平成24年4月から介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に係る指導監査権限が埼玉県から川越市に移譲されることに伴い、新たに指導監査課が設置された。指導監査課では、昨年度まで行っていた社会福祉法人、社会福祉施設に対する指導監査以外に部内他課が行っていた、指導監査業務も行うため、監査対象事業所が多岐にわたる。職員の数に限られているため、県のように専門担当制とすることができず、それぞれに異なる法令や審査基準等を一人ひとりの職員が全て把握する必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	特になし
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	社会福祉法人等の指導監査を行う部署がなくなるため、運営や経営等が適正に行われているか指導・監督されないこととなり、不正事業の防止や安定したサービスが確保されず、結果として利用者である市民に対するサービスの質の確保が脅かされることが想定される。
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	継続
今年度、埼玉県より権限移譲された介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の指導監査事務について埼玉県と同じレベルを維持する必要がある。このため引き続き事業を実施していきたい。	